

新旧対照表
バイヤー向け

#	改定前	改定後	改定理由
1	第2条(定義)	(1)「本サービスとは、 債権者・利用者 間の取引における代金の支払に関する、当社が、債権者に対して立替払いを行うことおよび利用者からのカード等による支払いを可能とするサービスをいうものとします。	(1)「本サービスとは、 利用者・債権者 間の取引における代金の支払に関する、当社が、債権者に対して立替払いを行うことおよび利用者からのカード等による支払いを可能とするサービスをいうものとします。
2	(7)当社が加盟または提携する組織(VISAインターナショナルサービスアシスタンス、マスターカードインターナショナルコーポレート、株式会社ジェーシーピー)	(7)「提携組織とは、当社が加盟または提携する組織(当社が加盟している アクワイア、請求書カード払い協会 及び VISAインターナショナルサービスアシスタンス、マスターカードインターナショナルコーポレート および株式会社ジェーシーピー)をいうものとします。	提携組織の追加
3	—	(10)「クーポンとは、当社が利用者に対して付与するものであり、当社所定の条件および手続きに従い利用者が使用した場合は当社が判断した場合に、サービス利用料の全部または一部の割引を受けることができるサービスをいうものとし、本サービスの一部を構成するものとします。	クーポン付与機能の導入に伴い新設
4	第4条(本契約の成立)	2、(1)利用者が、法人の場合は日本国内に本店所在地を置く者、または、個人事業主の場合は日本国内に住所を有する者であること、 日本国内に当社が振込可能な金融機関の口座を有すること	サービス実態に合わせ、「日本国内に当社が振込可能な金融機関の口座を有すること」を削除
5	第6条(利用者による情報提供等)	7. 利用者は、本サービス上の、電子ファイルを光学文字認識(OCR)・AI等の技術により自動で読み取る機能(以下「読み取り機能」といふ)を用いた場合、その読み取り結果について自らの責任で確認を行い、必要に応じて修正を行うものとします。	請求書のOCR・AI読み取り機能の導入に伴い新設
6	—	8. 利用者は、読み取り機能に関し、技術的限界により、読み取られた内容に誤字、脱字または誤変換が生じる可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。	同上
7	—	9. 当社は、読み取り機能の利用による読み取り結果の正確性について何ら保証するものではなく、利用者が第7項の確認・修正を行ったことにより利用者または第三者に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。	同上
8	第7条(立替払いの実施等)	1. 当社は、利用者から第6条にもとづき立替払いの委託を受けた場合、利用者が利用しようとするカード等の有効性、本件商品等の内容および代金その他必要な事項を確認するものとします。当該確認を経て当社が立替払いを承諾した時以降、利用者は当該委託を取り消すことができないものとします。	1. 当社は、利用者から第6条にもとづき立替払いの委託を受けた場合、利用者が利用しようとするカード等の有効性、本件商品等の内容および代金その他必要な事項を確認するものとします。当該確認を経て当社が立替払いを承諾した時以降、利用者は当該委託を取り消すことができないものとします。 (ただし、当該委託が振込日指定するものである場合、当社所定の日前までは、取り消すことができるものとします。)
9	2. 当社は、前項の承諾後、当社所定の期間内に、本件商品等の代金相当額を、利用者から提供された請求書に記載の、債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により立替払いを行うものとします。ただし、利用者は、第1項にもとづき(確認または立替払いの金額等によって、当社所定の期間内に立替払いが行われない場合があることを承諾するものとし、この場合当社は何ら責任を負わないものとします。	2. 当社は、前項の承諾後、当社所定の期間内に、本件商品等の代金相当額を、利用者から提供された請求書に記載の、債権者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により立替払いを行うものとします。ただし、利用者は、第1項にもとづき確認または立替払いの金額等によって、またはその社の真に帰するべき事由により、当社所定の期間内または指定日までに立替払いが完了できない場合、 当社は第5条に定める方法により利用者へ連絡するものとします。また、当社の真に帰すべき事由により指定日までに立替払いを完了できなかった場合、当社は速やかに原因を究明し、立替払いを実行する等の適切な対応を行うものとします。	立替払い遅延時の対応について、当社の補償事由の有無に応じた対応義務を明確化
10	6. 第6条にもとづき当社に提供される情報・電子ファイルの取扱いに関する問題、売買契約等に関する債務不履行責任・契約不適合責任・不法行為責任に関する問題、その他債権者および利用者間のトラブル・紛争が生じた場合、債権者および利用者はそれらを両者間で解決するものとします。また、この場合、当社、提携組織およびカード発行会社は何ら責任を負わないものとし、また、立替払金の回収(振込時の相戻し処理含む)およびサービス利用料の返金は行われずものとします。	6. 第6条にもとづき当社に提供される情報・電子ファイルの取扱いに関する問題、売買契約等に関する債務不履行責任・契約不適合責任・不法行為責任に関する問題、その他債権者および利用者間のトラブル・紛争が生じた場合、債権者および利用者はそれらを両者間で解決するものとします。また、この場合、当社、提携組織およびカード発行会社は何ら責任を負わないものとし、また、立替払金の回収(振込時の相戻し処理含む)、サービス利用料の返金、 使用されたクーポンの返還・再発行・現金等による補償 は行われずものとします。	クーポン付与機能の導入に伴い追記
11	—	8. 利用者は、 本サービスの申込みをもって債権者に対する金銭債務の履行となるものではなく、本サービスにもとづき立替払いの完了をもって当該債務が履行されたものとなることを認識するものとします。	申込み完了だけでは債権者への支払義務が消滅しないことを明示
12	第14条(サービス利用料およびクーポン)	第14条(サービス利用料)	条文の内容にクーポンに関する規定が含まれることを条題名に反映
13	—	1. 当社は、当社の判断により、利用者に対して、サービス利用料の全部または一部の割引を受けることができるクーポンを付与することがあります。	クーポン付与機能の導入に伴い、クーポンの付与・利用・失効に関する規定を新設
14	—	3. 利用者は、当社所定の条件および手続きに従いクーポンを使用することができるものとします。なお、当社の判断により特定のサービス利用料にクーポンを適用することがあり、利用者はこれを了承するものとします。	同上
15	—	4. クーポンの付与条件、有効期間、利用対象、利用上限金額その他の諸条件については、当社が別途定めるものとします。	同上
16	—	5. 利用者は、保有するクーポンを第三者に譲渡、貸与、担保に供すること、および現金に換金することはできないものとします。	同上
17	—	6. 当社は、利用者が第21条第1項各号のいずれかに該当したときは、クーポンの全部または一部を取り消すことができるものとします。	同上
18	第19条(個人情報)	2. 当社は、本サービスの提供に伴い取得した個人情報、 プライバシーポリシー「2.個人情報の利用目的」 以外の目的で利用しないものとします。	利用実態にあわせるため
19	第25条(損害賠償責任)	1. 当社は、自己の真に帰すべき事由により、本サービスに関連して、利用者へ損害を与えた場合、当該損害の発生原因となった本サービスに関するサービス利用料(クーポンによる割引がある場合は割引後のサービス利用料)を限度として、現実生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。	クーポン付与機能の導入に伴い、クーポン等による割引が適用された場合は割引適用後の金額を上限とすることを追記
20	第29条(相談窓口等)	—	相談・苦情窓口に関する条項を新設
21	第30条(本規約に定めのない事項)	第29条(本規約に定めのない事項)	条番号変更
22	(別紙)取引禁止商材等	1. 貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもとづく債務の弁済、賠償金の支払い、その他これらに類すると当社が判断する支払い	1. 貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもとづく債務の弁済、賠償金の支払い、 フィナンスリースまたは割賦販売等の信用取引の支払いを原契約とする取引 、その他これらに類すると当社が判断する支払い
23	—	2. (8) 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカード、暗号資産その他の有価証券・金地金等の換金性の高い商品	2. (8) 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカード、暗号資産その他の有価証券・金地金等の換金性の高い商品、 ならびに有価証券又はデリバティブ等の金融商品の売買代金を原契約とする取引
24	—	—	(9) 不動産の賃貸代金を原契約とする取引(ただし、不動産の賃貸借に係る賃料を原契約とする取引については、この限りでない)

サブライヤー向け

#	改定前	改定後	改定理由
1	全体	サブライヤー	利用規約の用途をそろえるため
2	バナー	債務者	利用規約の用途をそろえるため
3	第2条(定義)	(7)当社が加盟または提携する組織(VISAインターナショナルサービスアソシエーション、株式会社ジェシーシー)	(7)「提携組織」とは、当社が加盟または提携する組織(当社が加盟店契約を締結している アウイア、請求書カード払い協会 ならびにVISAインターナショナルサービスアソシエーション、 マスターカードインターナショナルヨーロッパカードおよび株式会社ジェシーシー)をいいます。
4	-	(10)「クーポン」とは、当社が利用者に対して付与するものであり、当社所定の条件および手続きに従い利用者が使用した場合または当社が判断した場合に、サービス利用料の全部または一部の割引を受けることができるサービスをいいます。本サービスの一部を構成するものとします。	クーポン付与機能の導入に伴い新設
5	第4条(本契約の成立)	2-(1)サブライヤーが、日本国内に本店所在地を置く法人であって、日本国内に当社が振込可能な金融機関の口座を有すること	2-(1)利用者が、法人の場合は日本国内に本店所在地を置く者、または、個人事業主の場合は日本国内に住所を有するものであって、日本国内に当社が振込可能な金融機関の口座を有すること
6	第6条(利用者による情報提供等)	1.サブライヤーは、当社所定の方法に従い、バナーの名称、本件商品等の内容および代金その他売買契約等の請求に関する情報ならびに請求書の電子ファイルを会員ページにて入力・アップロードすることにより当社に提供するものとします。	1.利用者は、当社所定の方法に従い、債務者の名称、本件商品等の内容および代金その他売買契約等の請求に関する情報および請求に関する書類(以下「請求書」という)の電子ファイルを、当社所定のウェブサイトにて入力・アップロードすることにより当社に提供するものとします。また、当社は、当該情報および電子ファイルを提携組織に提供することができるものとします。
7	第7条(債務者による情報提供等)	1.当社は、サブライヤーから前条第1項にもつき情報および電子ファイルの提供を受けた場合、サブライヤーに対し、次の各号の事項を記載したウェブサイトのURLを通知するものとし、サブライヤーはこれをバナーに通知するものとします。	1.当社は、利用者から前条第1項にもつき情報の提供を受けた場合、利用者に対し、次の各号の事項を記載したウェブサイトのURLを通知するものとし、利用者はこれを債務者に通知するものとします。
8	第9条(立替払いの実施等)	2.当社は、前項の承諾後、当社所定の期間内に、本件商品等の代金相当額からサービス利用料を控除した額を、サブライヤーが指定する金融機関の口座に振り込む方法により立替払いを行います。ただし、サブライヤーおよびバナーは、第1項にもつき確認または立替払いの金額等によって、当社所定の期間内に立替払いが行われない場合があることを承諾するものとし、この場合当社は何ら責任を負わないものとします。	2.当社は、前項の承諾後、当社所定の期間内に、本件商品等の代金相当額からサービス利用料を控除した額を、利用者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により立替払いを行います。ただし、利用者は、第1項にもつき確認または立替払いの金額等、または、当社の真に帰さない事由により、当社所定の期間内に立替払いが行われない場合があることを承諾するものとし、この場合当社は何ら責任を負わないものとします。 当社の真に帰さない事由により当社所定の期間内に立替払いが行われない場合、当社は第5条に定める方法により利用者に連絡するものとします。また、当社の真に帰さない事由により当社所定の期間内に立替払いが行われない場合、当社は原因の調査、当該立替払いの実施等を行うものとします。
9	6.第6条および第7条にもつき当社に提供される情報・電子ファイルの瑕疵に起因する問題、売買契約等に関する債務不履行責任、契約不適合責任・不法行為責任に関する問題、その他サブライヤーおよびバナー間のトラブル・紛争が生じた場合、サブライヤーおよびバナーはそれらを両者間で解決するものとします。また、この場合、当社は、何ら責任を負わず、また、立替払金の回収(振込時の相戻し処理含む)およびサービス利用料の返金を行わないものとします。	6.第6条および第7条にもつき当社に提供される情報・電子ファイルの瑕疵に起因する問題、売買契約等に関する債務不履行責任・契約不適合責任・不法行為責任に関する問題、その他利用者および債務者間のトラブル・紛争が生じた場合、利用者および債務者はそれらを両者間で解決するものとします。また、この場合、当社、提携組織およびカード発行会社は何ら責任を負わないものとし、立替払金の回収(振込時の相戻し・処理含む)、サービス利用料の返金、 使用されたクーポンの返還・再発行・現金等による補填は行われ ないものとします。	クーポン付与機能の導入に伴い追記
10	-	8.債務者は、本サービスの申込みをもって債権者に対する金銭債務の履行となるものではなく、本サービスにもつき立替払いの完了をもって当該債務が履行されたものとなることを認識するものとします。	申込み完了だけでは利用者への支払義務が消滅しないことを明示
11	-	8.債務者は、本サービスの申込みをもって債権者に対する金銭債務の履行となるものではなく、本サービスにもつき立替払いの完了をもって当該債務が履行されたものとなることを認識するものとします。	申込み完了だけでは利用者への支払義務が消滅しないことを明示
12	第16条(サービス利用料およびクーポン)	第16条(サービス利用料)	第16条(サービス利用料およびクーポン)
13	-	2.当社は、当社の判断により、利用者に対して、サービス利用料の全部または一部の割引を受けることができるクーポンを付与することがあります。	クーポン付与機能の導入に伴い、クーポンの付与・利用・失効に関する規定を新設
14	-	3.利用者は、当社所定の条件および手続きに従いクーポンを使用することができるとします。なお、当社の判断により特定のサービス利用料にクーポンを適用することがあり、利用者はこれを了承するものとします。	同上
15	-	4.クーポンの付与条件、有効期間、利用対象、利用上限金額その他の諸条件については、当社が別途定めるものとします。	同上
16	-	5.利用者は、保有するクーポンを第三者に譲渡、貸与、担保に供すること、および現金に換金することはできないものとします。	同上
17	-	6.当社は、利用者が第21条第1項各号のいずれかに該当したときは、クーポンの全部または一部を取り消すことができるものとします。	同上
18	第21条(個人情報)	2.当社は、別段の定めがない限り、本サービスの提供に伴い取得した個人情報、本サービス提供以外の目的で利用しないものとします。	2.当社は、本サービスの提供に伴い取得した個人情報、 プライバシーポリシー「2.個人情報の利用目的」 以外の目的で利用しないものとします。
19	第27条(損害賠償責任)	1.当社は、自己の真に帰すべき事由により、本サービスに関連して、利用者へ損害を与えた場合、当該損害の発生原因となった本サービスに関するサービス利用料(クーポンによる割引がある場合は割引後のサービス利用料)を限度として、現実に生じた通常かつ直接的損害を賠償するものとします。	1.当社は、自己の真に帰すべき事由により、本サービスに関連して、利用者へ損害を与えた場合、当該損害の発生原因となった本サービスに関するサービス利用料(クーポンによる割引がある場合は割引後のサービス利用料)を限度として、現実に生じた通常かつ直接的損害を賠償するものとします。
20	2.当社は、自己の真に帰すべき事由により、本サービスに関連して、バナーに損害を与えた場合、当該損害の発生原因となった本サービスに関する立替金相当額を限度として、現実に生じた通常かつ直接的損害を賠償するものとします。	2.当社は、自己の真に帰すべき事由により、本サービスに関連して、債務者に損害を与えた場合、当該損害の発生原因となった本サービスに関する立替金相当額(クーポンによる割引がある場合は割引後のサービス利用料)を限度として、現実に生じた通常かつ直接的損害を賠償するものとします。	クーポン付与機能の導入に伴い、クーポン等による割引が適用された場合は割引適用後の金額を上限とすることを追記
21	第31条(相談窓口等)	-	1.本サービスに関する利用者からの相談等については、当社所定のウェブに記載の問い合わせ窓口にて受け付けるものとします。
22	第32条(本規約に定めのない事項)	第29条(本規約に定めのない事項)	第32条(本規約に定めのない事項)
23	(別紙)取引禁止商材等	1.貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもつて債務者の弁済、賠償金の支払い、その他これらに類すると当社が判断する支払い	1.貸付のための資金の交付、金銭消費貸借契約にもつて債務者の弁済、賠償金の支払い、 フィナンシャルまたは別紙新設の信用取引の支払いを原契約とする取引 、その他これらに類すると当社が判断する支払い
24	2.(8)商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカード、暗号資産その他の有価証券・金地金等の換金性の高い商品	2.(8)商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカード、暗号資産その他の有価証券・金地金等の換金性の高い商品、 ならびに有価証券又はデリバティブ等の金融商品の売買代金を原契約とする取引	同上
25	-	(9)不動産の売買代金を原契約とする取引(ただし、不動産の賃貸借に係る賃料を原契約とする取引については、この限りでない)	同上

プライバシーポリシー

#	改定前	改定後	改定理由
1	2-(5)当社のマーケティングおよびキャンペーン、新商品・新サービス開発での利用	2-(5)当社の各種サービス、セミナー開催等のご案内、アンケート調査キャンペーンの実施やこれらに関する各種資料や商品等の発送・電子メール等での発信、各種サービスの改善、新商品・新サービス開発・企画・調査・研究等	利用目的の内容を具体化